

副 本

令和6年(行ウ)第88号

原 告 星恵土ゼンヌルアベディン

被 告 愛 知 県 外1名

答 弁 書

令和6年4月8日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告愛知県訴訟代理人

弁 護 士

星恵土

〒460-0002 名古屋市中区

:法律事務所(送達場所)

電 話 052-

F A X 052-

頭書事件につき、被告愛知県は下記のとおり答弁する。

記

第1 本案前の答弁(被告愛知県に関する部分)

- 1 請求の趣旨第5項を却下する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の趣旨に対する答弁（被告愛知県に関する部分）

- 1 請求の趣旨第3項を棄却する
- 2 請求の趣旨第5項を棄却する
- 3 訴訟費用は、原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でない。仮に仮執行の宣言を付する場合には、担保を条件とする仮執行免脱宣言又はその執行開始の時期を「判決が被告愛知県に送達された日から14日を経過した時」とするよう求める。

第3 本案前の答弁の理由及び請求の原因に対する認否・反論

いずれも、追って（下記「第4」、「第5」に対する回答を待ってから）、準備書面を提出して行う。

第4 求釈明の申し立て①

- 1 国家賠償法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定している。

そのため、かかる請求を為すためには、国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が違法な公権力の行使としての具体的な違法行為を行っていることが前提になる。

そして、当然のことながら、原告において、その対象となる具体的な違法行為を特定して主張し、立証する責任を負っていることになる（それらが特定して主張立証されなければ、被告としてはまともな防御も出来なくなってしまう。）。

- 2 この点、原告星恵土ゼンヌルアベディン（以下「ゼイン」という。）は、訴状13頁において、自らが受けたという職務質問について、日にちを「2023年4月某日」と主張し、場所を「 市内にある自宅前」と主張している。

しかしながら、日時については、「4月某日」としか主張されておらず、この記載だけでは対象となる日が30日もあるし、時間については全く不明である。また、場所についても、「 市内にある自宅前」と主張しているが、それ以上に具体的に場所を特定した主張は為されていないし、その点を暫く措くとしても、そもそも原告ゼインの自宅は 市内には存在しない（訴状42頁によれば、原告ゼインの自宅は「愛知県 市」とされている。）のであり、主張そのものが全く信の措けるものではない。さらに、職務質問を行ったという警察官の名前・人数も、職務質問に要した時間も一切主張されていない。

このような曖昧模糊とし、かつ、全く信の措けない主張のみであれば、被告愛知県としては、認否のしようがない（せいぜい、「知らないし否認し、主張は争う。」と述べるに留めるしかない。）。

- 3 そこで被告愛知県は御庁に対し、原告ゼインに国家賠償の対象となる違法な職務質問の日時、場所方法等について、いわゆる「5W1H」の態様で具体的に明らかになるよう、原告ゼインにこの点を明確に主張立証するよう釈明するように求めるものである。

第5 求釈明の申し立て②

- 1 「第4」の回答がいかなるものであれ、被告愛知県としては、原告ゼインは、国家賠償の対象となる違法な職務質問として「第4」記載の「2023年4月某日」に「 市内にある自宅前」で行われたという職務質問なるもの1つのみを主張していると理解している。

すなわち、原告ゼインは訴状12頁～13頁において、「頻繁に職務質問を受けるようになった。多くの場合、専門学校から自転車に乗って家に帰る途中で呼び止められ、質問とともにパスポートや在留カードの提示を求められた。日本国籍であることを説明しても、依然としてこれら書類の提示を求められ続けた。急いで早歩きをしているだけで壁に押さえつけられ職務質問を受けること

もあった。これまでに様々な態様で15回程度は職務質問を受けたことがある。1日で2回受けたこともあった。」との主張をも為しているが、被告愛知県は、この主張は、国家賠償の対象となる違法な職務質問として主張されているものではなく（請求原因事実そのものではなく）、せいぜい、背景事情に関する主張が為されているものと理解している。

- 2 しかしながら、原告ゼインとして、この主張も国家賠償の対象となる違法な職務質問の主張であるということであれば、被告愛知県としても対応方針が変わってくることになる。

そこで、被告愛知県は御庁に対し、それらの主張が単なる背景事情の主張であるのか、そうではなくそれらも国家賠償の対象となる違法な職務質問の主張であるのか、仮に後者である場合には、「第4」で述べたのと同様の理由により、職務質問の日時、場所、内容等について、いわゆる「5W1H」の態様で具体的に明らかになるよう、原告ゼインにこの点を明確に主張立証するよう釈明するように求めるものである。

第6 附属書類

- | | |
|------------|----|
| 1 委任状 | 1通 |
| 2 指定代理人指定書 | 1通 |

以上